

なかい 農業委員会だより

令和6年4月

第31号

中井町農業委員会

電話 81-1115

Fax 81-4676

○農産物品評会

年に一度、町内で生産された新鮮で安心・安全な野菜や果物、加工品などを一堂に集めた品評会が、令和5年11月25日（土）から26日（日）に農村環境改善センターで開催されました。

令和5年度は、晴天の日が多く、10月まで気温は高めで推移し、特に7月から9月は記録的な暑さでしたが、農家の皆さんのが丹精込めて作った立派な農作物255点と13点の加工品が会場一面に並びました。

その中から、品種に応じた色合いや、大きさ、形、またその揃い具合などを基に審査が行われました。金賞を受賞した10点はもちろん、どの品も素晴らしいものでした。

また、品評会の後に開催された即売会には、多くの方が足を運んでおられました。農業振興のため、農業委員会でもこの事業を支援し、報償を提供しています。次回も是非、多くの出品・購入をお待ちしています。

○定期的な草刈り等で農地の適正な管理をお願いします



令和5年度 農産物品評会審査風景

○地域計画の策定に向けたアンケート調査にご協力いただきありがとうございます

市街化調整区域の農地所有者（約800名）の皆さまへ、今後の農地の利用についてアンケート調査を実施いたしました。

多くの皆さまから貴重な意見を頂き、ご協力に心から感謝申し上げます。皆さまの意向をもとに、10年後の農地をどのように守っていくのかなど、地域の方々と農業についての話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を策定します。

地域で話し合う場の開催については、案内がありましたら是非ご参加いただき、農地の保全に向け良き意見交換となることを願います。

○町の農地の賃借料情報

畠 (8,100円 / 10a・年)

*令和5年度実績の平均額

水田 (10,000円 / 10a・年)

*過去の実績額

○農地の転用は農地法の許可が必要です

許可が必要です

農地を農地以外への用途変更（農地転用）、または農地の売買や貸し借りには、農地法に基づく許可や届出が必要です。

許可なく転用した場合は、所有者の責任で農地に戻していただくことになります。規定により転用ができない農地もありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会総会の主な審議・協議内容	
審議案件	令和5年度件数
耕作目的の売買・賃貸（3条許可）	5件
市街化調整区域内の転用（4条・5条許可）	11件
市街化区域内の転用（4条・5条許可）	30件
農地利用集積計画	20件
その他	4件

○全国農業新聞を購読しませんか？

農政の問題や農業経営、暮らしの改善に役立つ情報などが掲載されています。

発行日 毎週金曜日

購読料 1ヶ月700円（送料込）

お申し込みは農業委員会事務局まで

○農業者年金に加入しましよう

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度です。

【加入要件】

- ・年間農業従事日数が60日以上
- ・65歳未満の方
- ・国民年金第1号被保険者であること
- ・60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

【保険料は自由設定】

・月額保険料は、2万円から6万7千円の範囲で設定（35歳未満の方は1万円から）

【節税効果】

・保険料は、全額が社会保険料控除の対象

【お問い合わせ】

農業委員会事務局、農協各支店へ

中井町における有害鳥獣の捕獲数（頭）

年 度	小型獣 (ハクビシン、 タヌキ等)	大型獣 (イノシシ、 シカ)	合計
令和5年度 (令和6年3月 19日時点)	69	102	171
令和4年度	59	53	112
令和3年度	83	147	230

現在、中井町獵友会、生産組合（古怒田、松本、半分形、大久保、鴨沢・雜色、藤沢、比奈窪、井ノ口）が駆除活動を実施

○編集・発行

中井町農業委員会

〒259-0197

足柄上郡中井町比奈窪56
事務局（中井町役場産業環境課内）

TEL

0465(81)1115

FAX

0465(81)4676

e-mail

sangyou@town.nakai.kanagawa.jp